

第68回堺市緑化祭キッチンカーの出店者募集要項

1. 目的

堺市では都市緑化月間内に、堺市のシンボルパークである大仙公園の大芝生広場を中心に、公園全体を活用し、緑化の推進や緑の保全活動への取り組むきっかけを作ることを目的にこどもから大人までが緑の大切さを楽しみながら感じてもらえるイベント「堺市緑化祭」を開催します。

それに伴い、堺市緑化祭の来場者に飲食等を提供するキッチンカーの出店者を募集します。

【令和7年度のコンセプト】

今回の緑化祭は、テーマを「みどりと自然に触れて遊ぼう！」とし、親子連れをメインターゲットに幅広い世代がみどりと自然に触れて遊ぶことができる様々な体験を自然の中で楽しむことによって、よりみどりを身近に感じてもらい、緑化の推進や緑の保全活動に取り組むきっかけとなるイベントとします。

2. 出店場所・配置

堺市 大仙公園（大芝生広場 飲食ブースエリア：下記マップ参照） 住所：堺市堺区百舌鳥夕雲町3丁

※出店場所内の具体的な出店位置については、販売メニュー等を考慮の上、主催者側で決定いたします。

※割り当てられた配置について、主催者側の承諾なしに第三者に譲渡または貸与、もしくは出店者相互間で交換することはできません。



3. 日時

令和7年10月26日（日）10:00～16:00

4. 主催

堺市、公益財団法人 堺市公園協会

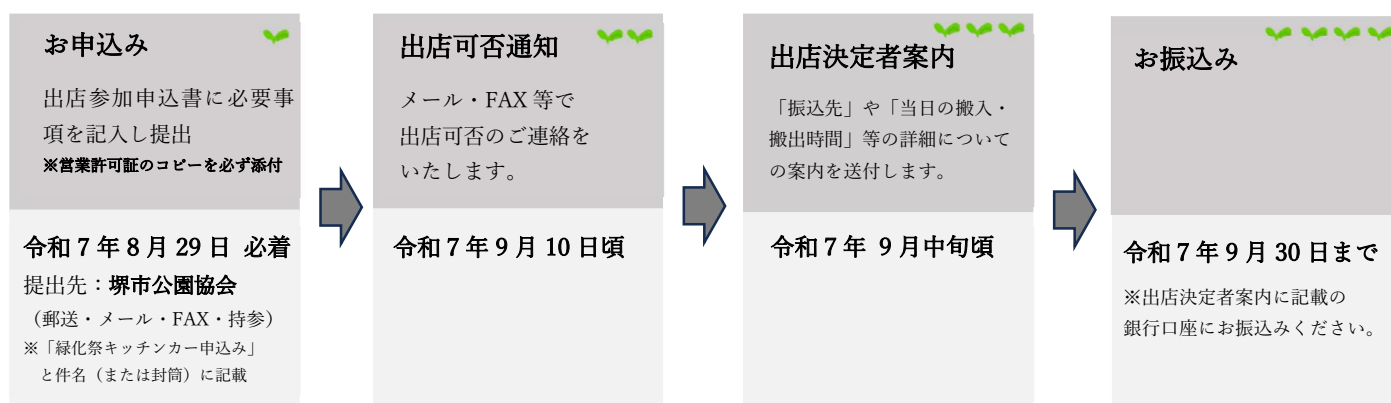
5. 堺市緑化祭の内容

- ・緑化功労者表彰式展
- ・ステージショー
- ・各エリアにてブース出展（店）・キッチンカー等の飲食販売
- ・キッズエリアにて木育イベント、アクティビティ等
- ・周辺施設と連携（スタンプクイズラリー等）

6. 募集内容

キッチンカー 20台程度

7. 申込み方法



出店参加申込書に必要事項を記入のうえ営業許可証・PL保険のコピーを必ず添付して、下記期日までに提出（郵送、メール、FAX、持参）してください。※火気利用の店舗については、消火器の位置がわかるような図面を添付してください。

※件名（または封筒）に「緑化祭キッチンカー申込み」と分かるよう表記してください。送付後にその旨を電話でご連絡ください。

<連絡先> 公益財団法人 堺市公園協会

所在：〒590-0803 堺市堺区東上野芝町1丁4-3 花と緑の交流館2F

担当：行平（ユキヒラ）・岡田

電話：072-245-0070 / FAX：072-245-0069 / メール：park-a.sakai@sirius.ocn.ne.jp

8. 申込締め切り日

申込締め切り日は 8月29日（金） 必着です。

9. 出店可否通知

申込締め切り日以降、当協会よりメール、FAX 等で出店可否の連絡をいたします。

※原則、出店決定後のキャンセルはできません。

※通知日の目安は9月10日頃です。

※目安日を1週間過ぎても連絡がない場合は、お手数ですが一度、堺市公園協会にお問い合わせください。

10. 出店料等について

出店位置にかかわらず 1台あたり5,000円を9月30日(火)までに出店決定者案内に記載の銀行口座にお振込みください。

※出店決定後に、出店者都合でのキャンセル・未出店の場合は出店料の100%をお支払いいただきます。

悪天候及び大規模災害等により開催が困難と主催者が判断し中止を決定した場合、出店料を返金いたします。

また、銀行口座への入金及び返金の振込に係る手数料は出店者負担となります。

11. 搬入・搬出について

搬入・搬出については、出店者でお願いします。

時間等の詳細については、出店が決定した後、「出店決定者案内」にてお知らせいたします。

なお、イベント途中での搬入出はできません。

12. 販売可能物品

食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲内の飲食物

※法律で販売が禁止されている商品及び事務局で不適切であると判断した商品は販売することができません。

※キッチンカーの出店者は保健所発行の営業許可証のコピーを事前に出店参加申込書に添付してご提出ください。

13. 出店者の資格要件 ①～④のすべてを満たす者

- ① 堺市内にて営業を許可する公的機関の発行する営業許可書を有する者。ただし、公園内で調理販売する場合は、営業許可書の営業の種類が、自動車による飲食店営業、菓子製造業、喫茶店営業である者
- ② 生産物賠償責任保険（PL 保険）等に加入している者
- ③ 保健所が定める適切な衛生管理と加工（調理等）ができ、販売品を衛生的に取り扱える者
- ④ イベントの目的に賛同する者

14. 出店者の制限（次のいずれかに該当する者は出店できません）

- ① 成年被後見人、被補佐人、被補助人及び未成年者だけでの出店

- ② 破産者であって復権していない者及び会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき更生手続の申し立てがなされている者
- ③ 国税、地方税を滞納している者
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員をいう）又は暴力団員等（暴力団員法第2条第6号に規定する暴力団員をいう）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当する者または、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有している者
- ⑤ 園内で政治的活動、宗教活動を行うおそれがある者
- ⑥ 過去3年以内に、食品衛生法に基づく行政処分を受けた者
- ⑦ その他、主催者が出店するに相応しくないと判断した者

15. その他、備考

- ① 必要な機材、設備は全て出店者にてご用意ください。
- ② 販売において出たゴミ、排水は各自で持ち帰り処分してください。
- ③ 火気を使用する場合は、消防法に基づき消火器をご用意ください。
- ④ 拡声器やスピーカー等の販売行為は行わないでください。
- ⑤ 販売品についての事故や苦情は、出店者の責任で対応を行ってください。
- ⑥ キッチンカーの破損・故障等については、主催者は責任を負いません。
- ⑦ 営業終了後は、設置前と同じ状況に原状回復してください。
- ⑧ 主催者から指示がある場合はそれに従ってください。
- ⑨ 商品が売り切れた場合は、来場者に分かりやすく表記してください。

16. 開催中止基準

- ①前日夕方16時の時点で、気象庁の天気予報が午前6時から午後12時までの間、降水確率が70%以上の予報の時。
- ②当日午前7時時点で、大阪府泉州地域に気象警報（大雨・暴風）発令時。
- ③大阪府内で震度4以上の地震発生時等。

※上記をもとに、主催者が判断し、開催中止となる場合は、メール、FAX 等で各出店者に連絡します。